

今こそ、日韓市民が一緒に、関連文書の全面公開を実現させよう！

# 日韓会談文書・全面公開を求める会 ニュース

## 第 10 号 (2008 年 1 月 18 日)

# 1年7ヶ月過ぎても不開示は違法

## 不作為の違法確認部分 勝訴！

### 東京地裁 情報公開法の目的・趣旨から逸脱と指摘

2007 年 12 月 26 日（水）1 時 30 分「公文書不開示決定処分取消等請求事件」の判決が、東京地方裁判所 712 号法廷で言い渡されました。

傍聴席は、国側の傍聴者も含め、ほぼ満席。杉原則彦裁判長は判決要旨の全文（7 頁）を読み上げ、1 時 45 分閉廷しました。

この後、2 時から弁護士会館 1003A 号室で報告集会、3 時からは司法記者クラブで記者会見（2 頁）が開かれ、いずれも弁護団が、判決内容の説明をおこないました。

#### 国家賠償責任補償請求については棄却

外務省が、ごく一部（第 4 次会談文書）を一旦は大半を墨塗りして開示しながら、異議申立てを受けて逆転開示したことについて国家賠償責任補償請求をしましたが、これについて裁判所は、一年以内に開示決定が出ているのであるから、何らかの精神的苦痛があったとしても、国家賠償法の補償をする事実は認められないということで棄却しました。第 4 次会談文書が全面的に公開されたことでその目的は達することができました。

#### その他の文書の国の即時の開示義務については棄却

##### 原告側 これからが本番

その他の文書の即時の開示義務については、まず、外務省に開示・不開示の処分の判断を行なわせるべきであるとして、請求は棄却されました。この点については、外務省が改めて不開示の処分をしてきた時に、不開示の理由があるかどうかが争われることになります。これからが本番です。

## 弁護団速報

## 国側 控訴！

1 月 11 日、電話で、裁判所に確認しましたところ、1 月 8 日付で、国が控訴したことがわかりました。

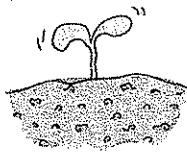
事件番号は、平成 20 年（行ヌ）第 5 号 です。

#### ◇ 目次 ◇

一審勝訴	…1
記者会見	…2-3
各社新聞記事	…4-5
開示請求の経過（参考）	…6
判決要旨	…7-12
講演会要旨	…13-19
総会の報告	…20-23
事務局だより	…24

# 一審判決後の記者会見

日 時 2007年12月26日(水) 15:00~15:20  
会 場 司法記者クラブ



## 東澤弁護士

これは日韓会談、日韓の間で戦後問題を解決する会談の外交記録の全面開示を求める訴訟です。本日、東京地裁で民事38部は、外務省が情報公開法に基づいた請求に対して開示決定をしないこと、これは違法であるという確認の判決を出しました。

今回何故こういった結果が出たか、これにはどういった意味があるのかについて、小町谷弁護士から話してもらいます。

## 小町谷弁護士

お手元の「判決の要旨」と、「開示請求の経過」で確認していただきたいと思いますので、細かいことは省きます。

### 提訴の理由

日韓会談の文書を全面公開ということで開示請求をしたところ、外務省は情報公開法11条の特例を適用して、約2年後に開示決定する予定と通知してきました。

原告は2年の間、開示されるのか、あるいはされないのかもわからないままの状態に置かれているということになりますので、そのような開示決定をしないという、不作為は違法であるとして提訴しました。

### 判決の意義=初の不作為 違法確認判決

今日の判決の意義ですが、情報公開法が施行されて不作為の違法が確認されたのは、おそらくこれが初めての判決だと思います。

今まで同じように特例が適用されて、なかなか開示決定ができなかつたことについて訴訟が提起された例があるのですけれども、いずれも省庁が口頭弁論の終結日までに駆け込みの開示決定をしたので、訴えはいずれも却下されています。最後まで開示決定がされなかつたというのは、これが初めてだということです。

### 不開示部分決定の取消しと国家賠償責任補償

開示決定はあったけれども、その部分はほとんどが不開示でしたから、あわせて、その不開示決定部分の取消し処分を求めたところ、外務省は不開示決定処分を取り消して、全面開示いたしましたので、そのままでは訴えの利益が消滅しているため却下ということになります。

ただ、ここを却下で終わらせるのか、訴訟を起こしたら、全面開示するという省庁の態度をそのままにしていいのかどうか、このことを裁判所に問いたいということで、不開示決定部分のところを国家賠償請求に切替えました。

判決では、主文(3)のように、一年以内に開示決定が出ているのであるから、何らかの精神的苦痛があったとしても、国家賠償法の補償をする事実は認められないということで棄却となりました。

### 情報公開法の目的と趣旨からの逸脱を認めた判決

処分の延期に関する情報公開法11条の特例を適用するについても、目的と趣旨を十分に考慮すべきであると述べられています。具体的な事実でいうと、11条の特例を使い、その期限を遵守できなかつた事案で、外務省は件数が飛び抜けて多く、平成18年度では186件中182件となります。

また日韓会談文書請求は今までに 12 件の請求がありましたので、一旦開示請求がされたものについての判断は、従前のものが踏襲されればいいのであって、期間を短縮できるはずです。

さらに、夏ごろ記事にもなったのですが、外交文書を出す今年の目玉は日韓会談だったので、最終的には出さなかったのです。そのようなことからみると外務省の内部では、当然、日韓会談文書については出すべきか、出さないのかという議論があったはずで、このような事実を勘案して、裁判所は開示決定しないことは違法であるという判断をしました。

### 東澤弁護士

続いて、「日韓会談文書・全面公開を求める会」の原告であり、共同代表でもある山田昭次さん、山本直好さん、そして吉澤文寿さんから、簡単に話をしてもらいます。

### 吉澤文寿氏

情報公開法はまさに健全な民主主義の発展のために、情報の開示を求められたら説明責任を果たさなければならない。これは外務省であっても、他の省庁であっても同じです。こうしたことにして全く誠意がみられなかつたということは、原告もそうですし、原告を支えている会員、サポートー、その他諸々の人たちの怒りになって訴訟の後押しをしていただいたと思います。

その結果、不作為の違法ということで、我々としては、まだまだこれからですが、非常に重要な判決が出たと非常に喜んでおります。

これから不開示部分という点について争っていかなければなりません。これからだと思いますので、みなさんの関心を引き続きお願ひしたいと思います。

### 山田昭次氏

私は歴史家なのでその関連から言えば、何故このようなことが問題になるのかと申しますと、90 年代に韓国の人たちが戦後補償の裁判で謝罪と補償を求めたのですが、ことごとく敗訴になるわけです。

何故そうなるかというと、まさに日韓条約で補償は済んでいるというのが裁判所側の回答なのですが、そもそも日韓条約というのは請求権問題を補償ということではなく、経済協力というかたちで処理し、曖昧にしてしまったのですね。そのために強制連行してきた被害者は救済されないまま今日に到っているという問題です。

日韓条約が、真に戦争責任の問題を解決しなかったのは、政府の責任でもあります、当時、私は反対運動をやった一人ではありますけれども、反対運動をした方にも責任があると思ってます。何故かといいますと、あの条約は独裁政権と提携して、社会主義陣営と敵対する条約であるというところに、反対の比重が大きくかけられていて、補償の問題には関心が薄かったのです。

そのために今日の問題が起こっております、その実態をはっきり解明するために、今回の日韓会談文書を公開する必要があるという、歴史的位置付けでありますので、みなさまのご協力をお願ひしたいと思います。

### 山本直好氏

2 年後までに出すという書類が来たときは、信じられないような気がしました。やはり情報公開法を国が恣意的に運用して、本当に国民を馬鹿にしているという印象を強く持ちました。

「外交は国の専権事項である」と言われていると思うのですけれども、そういう密室のような形ですすめた結果、アジアとは非常にねじれた関係になってきているということについて、やはり、きちんと国民の前に明らかにして、正すことは正すということが、国のあるべき姿だと思います。

そのための情報公開制度だと思いますので、今日の判決は当然のことだと思いますし、外務省もこれを踏まえて国民の前に明らかにする姿勢に転じてほしいということを、強く感じています。

# 判決翌日朝刊の 6 社取材記事

## [朝日新聞] 公文書の開示決定に遅れ「外務省の組織的怠慢」 東京地裁

外務省が公文書の開示請求に対して1年7ヶ月たっても開示するかどうかの決定を出さないのは違法だ——。日韓の歴史研究家ら10人が国を相手に起こした訴訟で、東京地裁（杉原則彦裁判長）は26日、同省が「組織として必要な措置を怠った」と認定し、対応が違法であることを確認する判決を言い渡した。原告らは06年4月、51～65年の日韓国交正常化交渉に関する公文書の開示を求めた。判決によると、外務省は3万6千ページ以上あるとみられる文書のうち、今年11月までに約6800ページ分を開示したが、残りは開示決定を出していない。国側は「量が膨大で限られた予算や人員では専従の職員を確保するのは難しい」と主張していた。

杉原裁判長は、同じ文書の一部に対する開示請求が過去にあったことを挙げて「前例や成果を利用して期間の短縮に努めることができた」と指摘。「外務省はほかの行政機関と比べても長期間を要する件数がきわめて多く、速やかな開示決定のための取り組みが不十分だ」と苦言を呈した。今回のように「歴史的価値のある文書」の開示請求に対する具体策についても言及。「紙質などの点から損傷しやすいのならなおさら、あらかじめマイクロフィルムや電子データ化するなどしておくべきだ」と述べた。

2007年12月27日

## [読売新聞] 開示決定遅れば「不作為」 東京地裁 外務省の違法認める

市民グループのメンバーが、日韓国交正常化交渉に関する文書の開示を求めたのに、外務省が2年近くも開示するかどうかを決めないのは違法だとして、国を相手取り、違法性の確認などを求めた訴訟の判決が26日、東京地裁であった。

杉原則彦裁判長は、「請求から1年7ヶ月を過ぎても結論を出さないのは国の不作為といえる」と述べ、同省の違法性を認めた。原告代理人によると、情報公開手続きで結論を先延ばしする国の不作為を認めた司法判断は初めてという。

判決などによると、原告らは2006年4月、少なくとも約3万6000ページの文書開示を外務省に求めたが、同省は「一部を除いて、08年5月までに開示するかどうかを決める」と通知。今年11月までに約6000ページ分についてのみ開示を決定した。

情報公開法は、請求日から原則60日以内に開示・不开示の結論を出すよう定めている。ただ、大量の請求があった場合には、特例として「相当の期間」の延長を認めており、同省はこの特例を適用して期間を延長したが、原告は「2年は著しく長期で『相当』とは言えない」と主張していた。

判決は「問題の文書は過去にも開示請求があり、外務省はあらかじめ写しを作るなどして審査期間を短縮できるはずで、すでに『相当の期間』は過ぎている」と指摘。同省の姿勢について、「他の行政機関と比べて結論を出すまでに長時間を要する件数が極めて多く、速やかな決定をするための取り組みが不十分。組織として必要な措置を怠っている」と厳しく批判した。

外務省の話 「判決を詳細に検討し、対応を決めたい」

2007年12月27日

## [日本経済新聞] 外交文書開示請求 決定放置は違法

### 東京地裁 外務省の怠慢批判

日韓国交正常化交渉時の外交文書開示を昨年4月に請求したのに、外務省が開示・非開示の決定をしないのは違法として、日韓交渉の研究者らが訴えた裁判の判決で、東京地裁は26日、決定をしないことを違法と判断した。外務省は「文書が極めて大量」として情報公開法が定める期限の特例に当たると訴えたが、杉原則彦裁判長は「(決定までの期間)短縮に努めることができたはず。請求から訴訟の弁論終結まで約1年7ヶ月たち、特例とされる『相当の期間』は経過した」と指摘。同省に対しては「他の行政機関と比べ、決定に長期間を要する件数が極めて多く、速やかにするための取り組みが不十分」と批判した。

判決によると、原告らは昨年4月、1951～65年までの日韓両政府による交渉の会議録などを開示請求。文書は最低でも3万6千ページあるとされ同省は一部を除き、2008年5月までに決定すると回答。これまでに約7千ページの決定があった。

2007年12月27日

## [産経新聞] 外務省の情報開示審査 長期間放置は違法

外務省が日韓国交正常化交渉に関する公文書などの開示請求を受けながら、開示・非開示を決定せず長期間放置したのは情報公開法に違反するなどとして、歴史研究家らが違法確認などを求めた訴訟の判決で、東京地裁の杉原則彦裁判長は26日「正当な理由はない」として外務省の対応を違法と認めた。開示・非開示の決定をしていない部分について開示の義務づけを求めた訴えは棄却した。原告らは昨年4月、情報公開法に基づき外務省に文書開示を請求。対象の約3万6千ページのうち約3万ページ分の公開・非公開決定が出ていない。

杉原裁判長は、外交事務を取り扱うため、請求文書に非開示情報が含まれるかの審査に時間がかかるという外務省特有の事情には一定の理解を示したが、「遅れるのは外務省が組織として必要な対応を怠ったというほかなく、時間がかかる正当な理由はない」と述べ、請求から1年7ヶ月以上経過しても未決定なのは違法と結論づけた。

2007年12月27日

## [東京新聞] 外交文書訴訟 開示決定遅れ「違法」

### 東京地裁・外務省の対応批判

日韓国交正常化に向けた交渉内容などを記録した外交文書を情報公開請求したのに、外務省が1年半以上たっても開示するか否かを決めなかつたのは違法として、日韓両国の歴史研究者ら10人が、違法性の確認などを求めた訴訟の判決が26日、東京地裁であり、杉原則彦裁判長は「外務省は速やかな開示決定などをするための取り組みが不十分だ」として決定を遅らせたことを違法と認めた。原告代理人によると、国の文書開示決定の遅れを違法と認めた判決は初めて。

杉原裁判長は「文書の一部は過去に開示されたことがあり、歴史的価値ある文書として繰り返し請求の対象となることが予想された。複写しやすく工夫することで決定までの期間を短縮できた」と指摘した。外務省側は「文書には他国との信頼関係を損なうおそれのある内容を含み、決定は慎重な審査を要する」と主張していたが、杉原裁判長は「情報公開法が（特例として決定の遅延を）認めた『相当の期間』を経過した正当な理由として認められない」と退けた。その上で「同省は期間内に決定しなかった件数が他省庁に比べて著しく多く、国政に関する国民の責任ある意思形成が促進されることを目的とした同法の趣旨を十分に考慮すべきだ」と批判した。

判決によると、原告らは、個人としての戦後補償の賠償請求権が存在するかどうかを確認するため、昨年4月に日韓交渉の会談議事録（1951～65年）などを開示請求。約3万6千ページのうち約3万ページ分について、同訴訟の口頭弁論が終結した今年【ママ】11月下旬になつても決定されなかつた。

外務省の話 国の主張が一部いれられなかつたことは遺憾。判決を詳細に検討し、関係機関と協議の上、対応を決めたい。

2007年12月27日

## [毎日新聞] 開示遅れに違法認定

### 文書請求で1年8カ月 「外務省、措置怠る」 東京地裁

市民団体が日韓国交正常化交渉に関する公文書の開示を外務省に求めた訴訟で、東京地裁（杉原則彦裁判長）は26日、請求から1年8カ月たつても大半の公文書の開示・非開示を決定していないことを違法と認定した。国の情報公開を巡り、開示の遅れに違法性を認めた判断は初めて。

原告は日韓関係の研究者や戦後補償問題の支援者ら。06年4月、51～65年の7次にわたる日韓会談の会議録などの開示を求めた。外務省は06年8月に一部を開示したが、残る大部分について「08年5月までに開示するかどうか決定する」と通知。少なくとも3万6千ページの公文書のうち、現在も3万ページ近くが開示されていない。

判決は「開示・非開示の決定に長期間を要するケースが極めて多い。組織として必要な措置を怠ってきた」と批判。しかし、開示請求については「非開示情報が含まれている可能性がある」と退けた。情報公開法は開示・非開示の決定を請求から30日以内（30日延長可能）と定めるが、対象文書が著しく大量な場合は、「相当の期間内」での決定を認めている。【北村和巳】

外務省の話 主張が一部いれられなかつたことは遺憾。判決を検討し関係機関と協議の上、対応を決めたい。

2007年12月27日

（注）掲載は各社承認。

(参考)

## 情報公開法に基づく開示請求の経過

(2006年4月25日～2007年12月26日)

### 2006年

- 4. 25 外務省に開示請求
- 5. 25 外務省から「開示請求に係る決定期限の特例の適用について、平成18年6月24日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、平成20年5月26日までに開示決定等を行う予定」の通知
- 6. 24 開示決定等届かず
- 7. 04 外務省に電話で督促 回答：あと2週間かかる
- 7. 05 担当者に督促
- 7. 28 7月末に回答するよう電話で督促 回答：さらに1～2週間かかる
- 8. 02 要請書で8月11日午前中に開示するよう申入れ
- 8. 17 部分開示決定の通知を受ける
- 10. 02 交渉上不利益を被るおそれはないとの審査会の判断を得る必要があるとして異議申立書提出
- 12. 18 部分開示は情報公開法に違反するとして、東京地方裁判所に提訴

### 2007年

- 3. 06 第1回口頭弁論 東京地方裁判所 7階713号法廷 原告3名陳述（韓国2名、日本1名）
- 3. 28 前年の部分開示決定に対して、逆転の開示決定の通知
- 4. 27 外務省 2次開示決定「日韓会談周辺の史料（1960年～1970年）」  
国家損害賠償を追加請求・裁判所は、被告国に対して何故開示を2年先としたか
- 7. 10 第3回口頭弁論 東京地方裁判所 7階713号法廷・国が2年先とした理由：文書量が多い、内部検討文書が含まれている
- 8. 30 30年経過した外交文書公開の中に、日韓会談文書は含まれず
- 9. 25 第4回口頭弁論 東京地方裁判所 7階713号法廷 裁判長、次回で一審の終結を提言
- 11. 16 外務省 第3次開示決定「約5000ページ」
- 11. 26 第5回口頭弁論 東京地方裁判所 7階712号法廷 一審終結
- 12. 26 一審判決、不作為の違法確認部分勝訴

### メモ

開示請求対象文書数 183冊で約36,000ページ。  
これまでに開示された文書数 およそ6,000ページで、全体の16.6%  
棄却とは 裁判として扱う用件は満たしているが、理由が見当たらない  
却下とは 裁判として扱う用件を満たしていない  
控訴とは 一審判決結果を不服として、高裁へ覆審を求めるこ

判決全文（46ページ）は、ホームページにアップしました  
<http://www7b.biglobe.ne.jp/~nikkan/>

## 判決要旨

### 【判決日時、法廷】

平成19年12月26日（水）午後1時30分 712号法廷

### 【事件番号、事件名、当事者】

平成18年（行ウ）第703号 公文書不開示決定処分取消等請求事件

原告：吉澤文寿（外9名） 被告：国（処分行政庁：外務大臣）

### 【裁判官】 杉原則彦（裁判長）、小田靖子、島村典男

### 【主文】

- 1 原告らが外務大臣に対して平成18年4月25日にした行政文書開示請求に係る別紙「請求文書目録」記載の各行政文書のうち、別紙「一部不開示文書目録」及び別紙「追加決定文書目録」を除く部分について、外務大臣が行政機関の保有する情報の公開に関する法律9条各項の決定をしないことが違法であることを確認する。
- 2 本件訴えのうち、別紙「追加決定文書目録」記載の各行政文書に係る不作為の違法確認に係る部分及び同各行政文書の開示の義務付けに係る部分をいずれも却下する。
- 3 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は、これを2分し、その1を原告らの負担とし、その余は被告の負担とする。

### 【事案の概要】

- 1 本件は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（情報公開法）に基づき、外務大臣に対して日韓国交正常化交渉（日韓会談）の関係文書等の開示請求をした原告らが、外務大臣が開示請求に係る行政文書のうちの一部について部分開示決定等の情報公開法9条各項の決定（開示決定等）をしただけで、本件口頭弁論終結時までにその余の部分につき開示決定等をしないことが違法であり、同部分については開示決定がされるべきであること、外務大臣がした部分開示決定は違法であり、原告らはこれにより精神的苦痛を被ったことなどを主張して、被告に対し、①開示決定等がされない不作為の違法確認及び②開示の義務付けを求めるとともに、③国家賠償法に基づき損害（各自1万円）の賠償を求める事案である。
- 2 本件の事実経過の概略等は、次のとおりである。

- (1) 原告らは、平成18年4月25日、外務大臣に対し、情報公開法に基づき、「日韓国交正常化交渉（日韓会談）各時期の本会議及び委員会の会議録・関連資料、日本政府が作成した公文書」について、開示請求をした（本件開示請求）。  
ところで、「日韓国交正常化交渉（日韓会談）」とは、昭和26年から同40年にかけて日本と韓国との間で7次にわたって行われた両国の国交正常化のための交渉である。この交渉の結果、同年6月22日、日本と韓国との間で、「日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約」（いわゆる日韓基本条約）等が締結された。  
なお、韓国政府の作成及び保管に係る同種の文書（約3万6000頁）については、同政府によって平成17年8月に全面開示されている。
- (2) 外務大臣は、平成18年5月25日、本件開示請求について、情報公開法11条に基づき、開示決定等の期限の特例を適用することとし、同日付で、原告らに対し、「平成18年06月24日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、平成20年05月26日までに開示決定等を行う予定です。」などと通知した。
- (3) 外務大臣は、平成18年8月17日付で本件開示請求の対象となる文書（本件対象文書）のうち一部の文書（一部文書）について、情報公開法5条3号を不開示理由とする部分開示決定（原処分）を行った。
- (4) 原告らは、平成18年10月2日、行政不服審査法6条に基づき、原処分に対し、異議申立てをした（本件異議申立て）。
- (5) 原告らは、平成18年12月18日、①原処分のうち一部文書の不開示部分に係る決定の取消し及び同部分の開示の義務付けを求めるとともに、②外務大臣が残部文書（本件対象文書から一部文書を除く部分）に係る開示決定等をしないことの違法確認及び残部文書の開示の義務付けを求める訴えを提起した。
- (6) 外務大臣は、平成19年3月28日、本件異議申立てに対し、原処分を取り消し、原処分において不開示とした部分の全部を開示する旨の決定をした。
- (7) 原告らは、平成19年7月4日、行政事件訴訟法21条1項に基づき、前記(5)①の訴えを国家賠償請求の訴えに変更することを申し立て、当裁判所は、同年8月3日、同変更を許可する旨の決定をした。
- (8) 本件訴えが提起された後、前記(6)のほか、平成19年4月27日付け及び同年11月16日付で開示決定等がされた文書（追加決定文書）が存在する。以下、いまだ開示決定等がされていない文書を「未決定文書」という。

## 【争点】

- (1) 不作為の違法について 外務大臣が本件口頭弁論終結時において残部文書（特に、未決定文書）につき開示決定等をすべきであるにかかわらず、これをしないことについての違法があるか（行政事件訴訟法3条5項参照）。
- (2) 開示の義務付けについて 外務大臣が残部文書（特に、未決定文書）の開示決定をすべきであることが情報公開法の規定から明らかであると認められ又は開示決定をしないことがその裁量権の範囲を超える若しくはその濫用となると認められるか（行政事件訴訟法37条の3第5項参照）。
- (3) 国家賠償について 外務大臣が原処分をしたことにより、違法に原告方に損害を加えたといえるか（国家賠償法1条1項参照）。

## 【理由の要旨】

1 争点(1)（不作為の違法）について（残部文書のうち追加決定文書については本件口頭弁論終結時までに開示決定等がされたことが認められるから、本件訴えのうち、追加決定文書に係る不作為の違法確認及び開示の義務付けを求める部分は訴えの利益がない。したがって、以下では、未決定文書に係る不作為の違法確認及び開示の義務付けを求める部分について検討する。）

(1) 情報公開法1条は、「この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようになるとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。」と定めているところ、情報公開法は、民主主義の健全な発展のため、国政を信託した主権者である国民に対し、政府がその諸活動の状況を具体的に明らかにし、説明責任を全うする制度として、一般的な開示請求権制度及び政府による情報提供制度等を確立することにより、国政の遂行状況に対する国民の的確な認識と評価を可能とし、国政に関する国民の責任ある意思形成が促進されることを目的及び趣旨とするものである。

情報公開法のこのような目的及び趣旨に照らすと、開示請求に対しては、速やかに開示決定等がされるべきであり、情報公開法11条の開示決定等の期限の特例が適用される場合における「相当の期間」（すなわち、同条所定の「残りの行政文書」について行政機関が処理するに当たって必要とされる合理的な期間）の認定に当たっても、上記目的及び趣旨を十分に考慮するべきである。

(2) この点について、外務省に係る開示請求においては、統計上、開示決定等がされるまでの期間につき他の行政機関と比較して長期間を要する件数が極めて多いことに照らすと、情報公開法の目的及び趣旨に沿った速やかな開示決定等をするための取組が不十分であると評価されてもやむを得ない。

殊に本件対象文書については、過去にその一部について開示請求がされた数が12件あり、また、外務省大臣官房総務課外交記録審査室では、「原則として30年を経過した戦後外交記録を対象として精査」した上、平成19年8月30日にされた第20回外交記録公開において本件対象文書のうち一部の文書を除く部分の公開を見送ったというのであるから、外務大臣としては、これらの前例又は成果を利用して本件対象文書に係る審査に要する期間を短縮するよう努めることができるのはずである。

さらに、本件対象文書については、その分量及び紙質等の点から、コピーを作成し、決裁用の書類を整えるだけでも1年以上の期間が必要である旨予測されたということであるが、上記のように速やかな開示決定等がされることを求める情報公開法の趣旨や、殊に本件対象文書のように歴史的価値のある文書であって、繰り返し開示請求の対象となることが予想され、そして、それが紙質等の点から損傷しやすいものであればなおさら、そのような行政文書についてはあらかじめ写しを作成しておくか、マイクロフィルム化又は電子データ化するなどしてその記載内容を複写しやすいようにしておくべきことなどが考えられることからすれば、外務大臣としては、決裁用の書類を整えるための上記1年以上という期間を短縮するよう努めることができるはずである。

(3) これらの諸事情を上述の情報公開法の目的及び趣旨に照らして総合的に考慮すると、本件開示請求は、平成18年4月25日にされたものであるところ、本件口頭弁論終結時までに1年7箇月余りの期間が経過していることからすれば、遅くとも本件口頭弁論終結時までには情報公開法11条柱書きにいう「相当の期間」は経過したものと認めることができる。

(4) なお、複雑困難な外交事務等に従事する傍ら、しかも限られた予算や人員のうちで開示請求に係る専従の職員を確保することが難しい状況において、本件対象文書（少なく見積もっても約3万6000頁）の審査に当たる外務省職員の労苦は推察するに難くないが、情報公開法の目的及び趣旨に照らし、未決定文書に係る開示決定等が本件口頭弁論終結時までにされないことが客観的に違法であるか否かという観点からすれば、現在の外務省の執務態勢等では本件口頭弁論終結時

までに上記開示決定等ができないということは、これまで外務省が組織として必要な対応措置を執ることを怠ってきた結果であるというほかなく、このことをもって相当の期間が経過したことにつき正当な理由があるということはできず、その他何らかの正当な理由があることを認めるに足りる証拠はない。

(5) したがって、未決定文書に係る不作為の違法確認請求は理由があり、認容されるべきである。

## 2 爭点(2)（開示の義務付け）について

未決定文書の記載内容は本件において明らかとなっていないが、それが日本国政府の作成及び保管に係る行政文書である以上、既に開示されている韓国政府の作成及び保管に係る行政文書とすべて実質的に同一の記載内容であると認めることはできないし、実際、被告は、未決定文書の中に日本国政府の内部における検討状況等が記載された文書も存在する旨主張しているところ、そのような文書の存在を否定すべき証拠はない。

そして、このような未決定文書については、情報公開法5条3号等の不開示情報が記載されている可能性が否定できないのであり、そうすると、本件では、外務大臣が未決定文書の開示決定をすべきであることが情報公開法の規定から明らかであると認められ又は開示決定をしないことがその裁量権の範囲を超える若しくはその濫用となると認められるということはできない。

したがって、開示の義務付けの請求には理由がない。

## 3 爭点(3)（国家賠償）について

外務大臣は情報公開・個人情報保護審査会の答申（平成17年度（行情）答申第204号）に従って原処分をしたことをうかがうことができ（ただし、上記答申は、別件の日韓会談に関する行政文書の開示請求に係るものである。），このような判断について国家賠償法1条1項にいう違法があったと直ちに認めることはできないばかりか、そもそも原処分はその後変更され、外務大臣により、本件開示請求があった日から1年以内に一部文書の全部を開示する旨決定されたことからすれば、仮に原処分により原告らが何らかの精神的苦痛を被ったものとしても、それは既に慰謝されたものと認めることが相当であり、本件口頭弁論終結時において原告らにつき国家賠償法上の賠償を要する損害が存在すると認めるることはできない。

したがって、国家賠償請求には理由がない。

以上

【参考】一情報公開法の参照条文一

5条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

（1号及び2号省略）

三 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

（4号以下省略）

9条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

10条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第4条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

11条 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 本条を適用する旨及びその理由

二 残りの行政文書について開示決定等をする期限

以上

# 12月16日 講演会要旨



## 朝鮮人戦時強制労働員の真相究明と資料公開 —朝鮮人陸軍軍人を中心として—

強制労働員真相究明ネット事務局 塚崎昌之

### 1. 現在も使用される日韓会談の「論理」

2006年1月、国連人権委員会の特別報告者ドゥドゥ・ディエン氏が現在の日本における外国人差別に対する報告書を提出したが、その一節として「過去の植民地支配」をあげ、第二次世界大戦中の朝鮮人強制労働に言及した。これに対し、日本政府は2006年6月に「在日コリアンの強制連行」(この表題自体がおかしなものだが)として反論した。その内容は外務省が1959年に日韓交渉の議論の材料として作成した「在日朝鮮人の渡来および引揚げに関する経緯、とくに、戦時中の徴用労務者について」の全く引き写しであった。

この1959年外務省文書は現在の在日朝鮮人史研究において全く否定されている「論理」であるだけではなく（詳しくは拙稿「1945年4月以降の日本への朝鮮人強制連行」『季刊戦争責任研究』第55号、2007年春所収を参照のこと）、敗戦直後の1947年に大蔵省管理局がまとめた「戦争と朝鮮統治」（『日本人の海外活動に関する歴史的調査通巻第十冊朝鮮篇第九分冊』所収）をも全く無視したものであった。大蔵省報告では官斡旋を半強制的であることを認めるなど、政府見解としての限界性はあるにしろ、強制連行に対してかなり正確な情報を記している。1959年外務省文書は大蔵省報告の存在を知らなかつた可能性はあるにしても、日韓交渉を有利に導くために意図的に作り出された「論理」といってよいであろう。そういう資料をそれから半世紀も経とうという現在でも、日本政府は何の検証をすることもなく、外交の場で使用しているのである。いや、日韓会談で使ってしまったがために、現在でも「公式見解」として使い続けなければならないのかも知れない。

### 2. 陸軍特別「志願」兵の悲惨な体験と死亡認定基準のあいまいさ

#### ▽南方戦線に送り込まれた「志願」兵と悲惨な体験

1938年2月に勅令「陸軍特別志願兵令」が出され、朝鮮人の陸軍特別「志願」兵の採用が始まった。「志願」といいながら、様々な強制や数合わせが行われたことは、当時の国会答弁や『特高月報』からも明らかである。1938年～1943年に計16,830名が徴兵された。

日本では、特別「志願」兵の導入過程への研究はあるが、その悲惨な体験については、金成寿『傷痍軍人金成寿の戦争』(1995年)、林えいだい『証言集・朝鮮人皇軍兵士—ニューギニア戦の特別志願兵』(1995年)などが発刊されているぐらいで、全体像として彼らがどのような戦場に動員されたのか、また、その被害状況もはつきりしてこなかった。

報告者は日本で見ることのできる師団史や連隊史などや、日本政府が韓国政府に引き渡し、韓国の国家記録院で閲覧できる軍人・軍属名簿の一部（特に留守名簿）を使って特別「志願」兵の分析を試みた。なお、日本政府はこの軍人・軍属名簿を個人情報に当たるとして公開を拒否しているが、日本でも一刻も早い公開を望みたい。

陸軍特別「志願」兵のうち約56%にあたる9410名が朝鮮軍に配属された。戦局の悪化に伴い、朝鮮軍の第19師団、第20師団、第30師団、第49師団は次々と南方に転用されていった。第20師団は1943年1月から東部ニューギニアに動員され、朝鮮人「志願」兵約1850名の内90%弱の1600名以上が死亡した。第30師団は1944年5月からミンダナオ島に動員され、朝鮮人「志願」兵約1400名の内約75%近くの1100名弱が死亡した。第49師団

は1944年6月からビルマに動員され、朝鮮人「志願」兵約950名の内約50%近くの500名弱が死亡した。第19師団は1944年12月からフィリピンに動員された。第19師団については軍人・軍属名簿に当たれていおらず、また、犠牲者の中には1944年度の徴兵第一期の朝鮮人兵士もいると考えられ、はっきりした数字は挙げられないが、連隊史等から判断すると、約2000名の朝鮮人兵士が動員され、約60%の約1200名が死亡したと推測される。4つの師団が派遣された場所は何れも激戦地であり、この計4師団で6300名近い朝鮮人特別「志願」兵が動員され、約70%の約4400名が死亡したと思われる。

#### ▽死亡認定基準のあいまいさ

死亡とはいながら、南方戦線では戦死した者は少なかった。例えば、東部ニューギニアでは戦死、戦傷死は25%程度にすぎずに、75%近くが餓死、体力衰弱による部隊からの脱落による死亡と考えられる。遺体も見つからず、いつ、どこで亡くなったのかもわからない兵士が大量に存在するのである。

留守名簿を調べると、死亡認定基準のあいまいさがよくわかる。例えば、数多く存在する「認定不能者」、「生死不明者」を死亡者に数えている場合も、生存者に数えている場合もある。どういった基準で「死亡」を数えたかも不明確なのである。死亡と認定されたにもかかわらず、帰国した兵士もかなり存在した。逆に「生存見込み」とされている人でも帰らなかた人は多数存在すると思われる。

靖国「合祀」の問題にも疑問が残る。「死亡」や「戦病死」となっているのに、「合祀済」となっていない朝鮮人兵士もかなり存在する。現在、靖国神社は「合祀」した朝鮮人を「祭神」から外すことは出来ないと言っているが、同じ様に戦死したものでも「合祀」されていない兵士も多くいるのである。また死亡者は普通、供託金はあると考えられてきたが、供託金のない死亡者も存在する。

現在、東京祐天寺に安置されている朝鮮人遺骨が返還されようとしているが、韓国政府に引き渡した遺骨者名簿の内に何人かの生存者がいることが韓国側から指摘されている。その例として、同姓同名を取り違えた場合を紹介した。死亡とされた人物は留守名簿上で召集解除になり、本籍地も違っているにも関わらず、名前が同じだということで死亡者にされ、同姓同名で死亡している別の人物がいることを確認しなかったのである。これなどは膨大な事務量の中で、仕事の慌しさに紛れて情報を精査せずに行ってしまったミスと考えられる。このことからも、朝鮮人兵士たちの名簿上の処理はかなり杜撰に行われてきたと推測できる。

#### ▽「志願」兵と家族の戦後

多くの死亡者を出した「志願」兵の家族の戦後はどうであったのであろうか。死亡情報さえ、渡らなかった家族も多いと思われる。日本政府が1962年にまとめた陸海軍の朝鮮人軍人軍属の死亡者は約2万2千名である。そのうち、日韓基本条約締結後に韓国政府から補償を受け取れたのは8600名にしかすぎず、それも一人30万ウォンに過ぎなかった。

遺骨もほとんど返っていない。海外戦没者の未帰還遺骨の多くがフィリピン、東部ニューギニアなのである。第20師団では2万名を超える死者のうち約1200体の遺骨が政府の遺骨収集団によって発見されている。比率から考えると90体近い遺骨が朝鮮人と考えられるが、この遺骨のほとんどは個人が特定できずに千鳥が渕戦没者墓苑に合葬されている。残りの1500名近い朝鮮人兵士の遺骨の多くはまだ、ジャングル等に放置されていると考えられる。にもかかわらず、現在、日本政府は遺骨収集を打ち切る方針を打ち出している。

無事に生還した「志願」兵の戦後も悲惨であった。戦場での体験のトラウマ、「親日派」として見られる恐怖、また、多くの仲間が死に自分だけが生き残った後ろめたさと戦死者家族からの冷たい視線といった精神的苦痛…。また、帰還しても無傷で帰れた者は少ない。

傷病兵としての後遺症に苦しみ、満足に働くことも、きちんとした補償も受けることもできずに暮らした。健康体として帰国できた兵士も朝鮮戦争では苛酷な実戦を体験している貴重な人材として第一線の戦闘に参加させられ、犠牲者が多く出たとの話もある。

日本政府の公式的見解では、朝鮮人兵士は日本兵と分けられ、朝鮮に直接復員したことになっているが、留守名簿や体験談等では実際には日本に上陸した兵士も多かった。戦後、長い間、お祭りなどで傷痍軍人が白衣を着て募金を求める姿が見受けられたが、その中のかなりの部分が朝鮮人ではなかったかと考えられる資料も提示した。

### 3. 義務兵役者、特に第一補充兵召集者の奴隸労働

1943年3月、朝鮮に「改正兵役法」が公布され、翌1944年から「志願」ではなく、義務制の徴兵が始まった。朝鮮内では約22万人が受験させられ、約7万5千名が甲種合格となつた。しかし、現役徴集されたのはそのうちの約5万2千人弱でしかなかつた。現役徴集者の一部は南方に向かい、その途中、輸送艦船の海没などで多くの犠牲者を出した。

甲種合格したのに現役徴集されなかつた2万3千人強は、日本語が不自由な人たちであった。日本語がわからない兵士を戦場につれていくことはあまりに危険であった。彼らは第一乙種の約6万7千人と合わせて第一補充兵役に編入された。

1944年12月で1944年現役兵の入営が終わり、1945年の徴兵検査が前倒しして2月から行われることになった。その直前の1945年1月中旬に1944年度第一補充兵の召集が開始された。第2回目の徴兵検査開始前に日本語がわからない者でも、徴兵されることを示しておきたかったためと思われる。徴兵検査で日本語がわからないふりをすれば徴兵忌避できるし、徴兵前教育を行う朝鮮青年特別訓練所・軍務予備訓練所でも日本語の勉強を意図的にさぼる者もでてくることが予想された。

しかし、日本語のわからない「兵士」を前線に出すわけにはいかなかつた。その頃、ちょうど「本土決戦」準備が陸軍主導で始まろうとしていた。軍が直接使用する労働力が必要となっていた時期であった。1945年4月から、根こそぎ動員により急増していた軍隊の食糧を生産する自活隊、特攻用航空機燃料のアルコールをとるための甘藷を作る農耕勤務隊、弾薬や大陸から収奪した食糧などの運搬・貯蔵にあたる野戦勤務隊、軍司令部や地下飛行機工場などの地下施設の建設にあたる地下施設隊など4万5千名以上が日本に送り込まれた。また、同様な「兵士」は朝鮮半島南部や済州島にも2万名以上が配置された。

これらの部隊の多くは8割以上が朝鮮人「兵士」であり、武器は朝鮮人「兵士」の監督にあたる日本人兵士の分しか用意されなかつた。つまり、朝鮮人「兵士」は有無をいわさず動員され、日本人の武器の監督下で肉体労働をするという究極の奴隸労働、強制労働につかされたわけである。また、「兵士」には軍律が課せられため、空襲時でも決戦時でも逃亡をさせないシステムでもあった。この朝鮮人「兵士」たちは期間が短く、犠牲者も少ないとはいえ、屈辱的な差別体験を強いられたのである。そして、彼らの中には名簿すら存在しない者も多く、現在、韓国で行われている被害認定に他の軍人と比べて困難をきたしている。この経緯については、拙稿「朝鮮人徴兵制度の実態」(『在日朝鮮人史研究』No.34、2004年所収)を参考にしていただきたい。

### 4. 朝鮮人軍人・軍属の動員数

日韓会談で、日本政府は朝鮮人・軍属の人数として1962年厚生省統計を根拠に24万人を主張した。それに対し、韓国政府は36万人を主張したが、日本政府はその根拠を示せと一蹴した。ところが、日本側にはもうひとつ、厚生省統計より前の1955年に法務省入国管理局が作成した朝鮮人軍人・軍属36万人という統計が存在していた。この二つの統計の差の

12万人のうち、大部分にあたる約9万人が陸軍軍人数の食い違いなのである。1955年統計が約18万5千人、1962年統計が約9万5千人と倍もの開きがある。

朝鮮人「志願」兵（学徒「志願」兵を含む）が約2万人、1944年度現役徵集兵が4万5千人（「満州」在住者を含む）、1945年度現役徵集兵が4万5千人、それに1944年度の第一補充兵の召集者が少なくとも6万5千人は存在する。これで計17万5千人以上となる。その他にも防衛省所有資料の東部軍や西部軍などの朝鮮人「兵士」の引揚数や、「留守名簿」の簿冊の一覧表などを使って、何種類かの方法で1962年厚生省統計が誤りであることが指摘できる。1962年統計の数字が虚偽と知りつつ、意図的に作成されたことは実証できないにしても、少し調べれば明らかにおかしい数字であることは直ぐに気付いたはずである。この朝鮮人軍人・軍属の総数24万人も、現在の日本政府の公式見解である。

## 5. おわりに

本報告では朝鮮人兵士に関し、日韓会談で二つの大きな問題点があつたことを指摘した。

一つは、日韓会談時の日本側の徴兵者数、死亡者数などのデータが不正確なものであつたことである。その不正確さの原因是丁寧で精密な調査を行わなかつたことが主原因とも言えるが、戦後すぐの方が実態に近いデータを持ちながら、日韓会談時には日本の加害性を後退させたデータを使用した。日韓会談を有利に持ち込むため、意図的に日本に不利なデータを隠し、事実と離れたデータを作ったと疑われても仕方がない。

また、もう一つは数字だけの問題でなく、戦時中の朝鮮人兵士たちの受けた苦痛、また生き残った兵士たちの戦後の苦悩、さらに戦死者や生きて帰ったにしても障害を持った兵士の家族たちの苦痛などが全く考慮に入れられていないことである。朝鮮人兵士は軍隊内における朝鮮人差別、帰国した朝鮮内においても「親日派」としての差別等々、明らかに日本人兵士より上回る精神的苦痛、生活苦を体験した。それらの苦痛に対して両国政府は、朝鮮人兵士やその家族の個々の苦痛を洗い出す努力もせずに、政治的駆け引きの下で、一つにまとめて金額として解決を図つたのである。

これらの問題の解決には、日本政府が現在秘匿している全ての資料を公開し、今一度、真摯な態度で事実の確定を行うことが求められている。戦争体験者の年齢を考えれば、一刻も早く資料は公開されなければならない。

## 第3次開示決定文書について

日韓会談文書・全面公開を求める会  
共同代表 太田 修

### 1. 開示文書の概要

2007年11月16日に外務省が公開した日韓会談関連資料は、国側が特定した日韓会談関連資料全文書「183冊…3万6千～7万3千枚以上」（「準備書面(2)」）のうち、17冊（ファイル）140件（文書）5339枚である。140件の文書のうち、すべて開示された文書が113件、部分的に開示された文書が26件、全面不開示とされた文書が1件（「竹島問題に関する文献資料」）だった。

今回開示された文書は、1951年10月に始まった日韓国交正常化交渉（日韓会談）予備会談から1965年6月の条約締結直前までの時期に作成された外務省の内部資料だ。それらは、①日韓会談の本会議および委員会の会議記録（議事要録、状況・経過報告、双方の提示資料）、②外務省の分析資料（外務省アジア局が各会談の経緯・論点を整理・分析した資料）、③日本および韓国の国会論議を整理した資料、④日韓会談をめぐるメディアの動向、情勢をまとめた資料、に大きく分類できる。

議題別にみると、①請求権問題関連資料として、第3次会談・「久保田発言」、第5次会

談予備会談一般請求権小委員会、第7次会談請求権及び経済協力委員会の議事要録、②在日韓国人法的地位問題関連資料として、第2次会談、第3次会談、第7次会談の議事要録が重要だろう。③その他に、基本関係、文化財、漁業、船舶、「帰国」、竹島問題に関するものがある。

## 2. 文書開示の意義と課題

各会談・委員会の議事要録、経過報告、分析など外務省の内部文書が大量に公開されたのは初めてのことである。今回の大量開示は日韓会談文書全面公開に向けて「大きな一步」を踏み出したものだといえる。

とはいっても、問題が解決されたわけではなく、残された課題が多い。例えば、各会談における日本政府の政策・方針決定文書、省庁間での調整文書などの核心資料は公開されていないが、それらの存在をどのように確認し、公開を実現していくのか。第一次開示文書に比べると不開示部分は減ったとはいっても、依然として不開示文書または不開示部分が存在する。不開示部分の検討作業を通して今後全面開示をいかにして実現していくのか。また、「求める会」の力量を超える問題だが、日韓会談文書のような歴史公文書の保存、公開を基本的に省庁の官僚が行なうという現行の法制度ではなく、市民の関与が十分に保障された保存、公開の法制度をいかに作っていくのか、考えていく必要があろう。

## 3. 植民地支配・戦争被害処理に関する資料

今回公開された資料の中から、植民地支配・戦争被害処理に関する注目すべき資料をいくつか取り上げて、検討しておく。まず「久保田発言」関連の資料だ。これまでの研究では、韓国側の外交文書、日本の国会議事録、新聞報道などをもとに「久保田発言」について論及されてきたが、今回の文書公開によって、その真相が確認できたとともに、「久保田発言」についてようやく正面から論じられるようになった。特に「日本人は韓国に賠償ありとは考えていない、率直にいって日本人は日本の大蔵省から金を持出して韓国経済の培養に寄与したと考えており、賠償要求を受ける筋合はない」（アジア局第二課「再開日韓交渉議事要録 請求権部会第一回」昭和二八、一〇、九）との発言は、植民地支配に対する日本政府の認識を示すものといえる。

次に、1950年代後半に作成された外務省の内部資料で、50年代前半の日韓会談の経過と日韓双方の政策・方針を整理した文書類が重要だ。これらの資料により50年代前半の請求権問題についての日本政府の政策・方針を間接的に知ることができる。例えば1951年の予備会談直前において日本政府は、①在韓日本人財産（「わが方が今後与うべき技術的、経営的援助と組合せることが適當と認められるもの、又は右財産権に基く経営を日本人に委ねる方が能率をあげ得るもの」）の日本人への返還を提案→②韓国がそれに応じなければ、請求権の相互放棄を提案→③それにも応じなければ、「調査委員会を設置して調査に着手することを約束し、問題の解決を持越す。」（亜五課「朝鮮問題（対朝鮮政策）」、昭和三十一年二月二十一日）という対処方針を立てていた。しかし日本政府は、そのような段階的方針を立てただけで、植民地支配の被害や損害に正面から向き合い、それを反省し清算するという立場はどこにも持ち合わせていなかったということである。

最後に、文化財問題に対する日本政府の考え方を示す資料である。日本政府は文化財問題について、少なくとも第3次会談（1953年10月）には、「韓国の独立を祝するという見地から、日本政府において適當なものを差上げる」（アジア局第二課「再開日韓交渉議事要録 請求権部会第二回」昭和二八、一〇、一五）というような考え方のもとに文化財問題を処理しようと考えていた。ここにも植民地支配に対する省察は見られない。

以上、今回公開された外務省文書から、日韓会談における日本政府の立場が植民地支配の清算をめざすものではなかったこと、そのことがより鮮明になってきたといえる。

## 日韓会談第3次開示文書の 不開示部分の検討

日韓会談文書・全面公開を求める会  
共同代表 吉澤文寿

私は、太田報告に引き続き、第3次開示文書の不開示部分を指摘し、その分析を通じて明らかになったことを報告した。

不開示とされた理由に即して述べると、第一に「公にする慣行のない個人情報であって、特定の個人が識別できる情報」(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(情報公開法、以下「法」とする)5条第1号)及び「法人に関する情報であって、公にすることにより当該法人の正当な利益を害するおそれがある」(法5条第2号)情報がある。この類の不開示については、李洋秀氏がニュース第9号で明らかにしたように、韓国で公開された文書で明らかにされている個人・法人名が不開示になっているケースも含まれている。

第二に、「公にすることにより他国との関係で交渉上不利益を被るおそれがある」(法5条第3号)情報である。この類の不開示部分は在朝日本人財産に直接に関わるものと、それとの関連で請求権問題について韓国側に提示した日本側の試案に分けられる。また、全面不開示となった「竹島問題に関する文献資料」もこの類に含まれる。

外務省が不開示とした理由として考えられるのは二つである。一つはフロアから中京大学教授の浅野豊美氏が指摘したように、在朝日本人財産の返還を要求する引揚者の存在を考慮していることである。もう一つは請求権問題や竹島=独島問題が日朝交渉(及び日韓関係)の係争点となっていることを考慮していることである。

第三に、「政府内部の検討内容であり、公にすることにより、他国との信頼関係を損なうおそれがあり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」(法5条第3、6号)情報、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧棟の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるほか、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」(法5条第3、4、6号)情報があげられる。前者の不開示部分は「第7次日韓全面会談在日韓国人の法的地位に関する委員会会合(第24~25回)」(文書番号102)にあるが、これは文脈から韓国人学校卒業生の、日本の学校への進学資格の問題について認めない旨の文言であることが分かる。

後者は「日韓国交正常化交渉の記録総説6(在日朝鮮人の北朝鮮帰還問題と帰還協定の締結)」(文書番号126)にある。この文書自体が、日本政府が朝鮮戦争直後から在日朝鮮人の朝鮮民主主義人民共和国への「帰国」を支援することを検討していたことを明らかにする文書であり、注目される。不開示部分もその内容に関するものである。

以上のように不開示部分を検討すると、韓国の外交文書などで公開されているものや、外務省が「日韓協定で解決済み」と強弁するなら公開されるべき在朝日本人財産の処理についての情報などが含まれている。

我々としては、全面公開という目的を達成するために、韓国の外交文書との対照などの作業を通じて、不必要的不開示部分については極力開示させることを目指して、今後も運動を進めるべきであろう。

## 日韓会談第3次開示文書の 在日朝鮮人問題の検討

日韓会談文書・全面公開を求める会  
会員 李 洋秀(イー・ヤンス)

当会のニュース9号に、私は、今回開示された日本側の文書と韓国側が公開した文書を翻訳して対比した表を、寄稿しています。今日は貴重な時間なので、ここでそれをそのまま棒読みするような愚は避けたいと思いますから、それを参考にして下さい。

また私が季刊誌『戦争責任研究』に、四回にわたって韓国側が公開した日韓会談文書の

分析を掲載しました。それも参考になると思います。全文、会のホームページに載っているので、簡単に入手して読むことができます。

内容は第一回が、久保田発言により会談が決裂して行く過程の詳細。これは今回外務省が発表した第三次開示文書にも含まれています。第二回では有名な金・大平メモから、両国が金額的に歩み寄り、会談が妥結して行く様子。第三回は在日の法的地位、国籍問題について。韓国政府が、在日が日本国籍を取得できるように、日本の法律の試案まで作っていた事実等、ほとんど知られていません。最後はまだ言及できていない事柄が多過ぎて、前回に引き続き在日法的地位から強制退去問題と大村収容所、また北朝鮮帰国問題に対する当時の韓国政府の洞察、そして個人補償問題。日本側は個人に対して補償したいと提案し、韓国側は北朝鮮の分まで含み政府が一括して貰いたいと主張したやり取りを掲載しました。

ただこれは、本気で日本政府が個人補償をする用意があったのではなく、個人別の名簿を要求すれば当然韓国政府は承知していないので出せない。また朝鮮戦争等で焼失してしまった文書も多い。だから当然支払ないまま逃げられると計算したのだと思われます。つまり外交とは「狐と狸の化かし合い」で、机の上ではにこやかに握手しながら、下では足で蹴飛ばし合っている、そういうものではないかと思われるからです。

私がこのように日韓会談に対して深く関わることになった契機は、2004年8月に放送された韓国KBSテレビの日韓条約に関する番組制作に携わったからです。その時共同代表の太田修さん、吉澤文寿さん、山田昭次さん、山本直好さんにインタビューをいたしました。

それに在日として丁度私が生まれた年に1951年に日韓会談が始まっており、在日の法的地位、永住権と強制退去、大村収容所、民族教育、北朝鮮帰国、戦時中強制連行の補償問題等、現在に直結する在日の人生、そのものが議題になりました。

また情報公開の問題としては、本当にこの政府が国民の信頼に値するものかが問われていると思います。1973年の金大中氏拉致事件は、日韓両国政府間でうやむやに政治決着したままの状態が、今も続いていると問題になりました。でもその当時田中角栄首相が大韓航空の社長趙重勲から3億円を受け取った行為は、国家主権を売却したのではないか。そのように闇のままのタブーが、この国には多過ぎると思います。

少し話題が違いますが、今私はKBSの次の番組で国璽、国のハンコですね。その番組制作をしています。現在の日本の国璽は、1874年安部井櫻堂という人によって彫られたものが、今もまだ使われています。そこには「大日本国璽」とあります。つまり大日本帝国という名称ができる前に出来た物が、その時代を経て戦後の今も、その文言のまま使われているのです。ところがその実物は一切非公開なので、だれも直接見ることはできません。写真一つ公開されていないのです。

韓国では三日後に大統領選挙があり、来年その就任式に合わせて今、国璽を制作中です。その様子を全部KBSが撮影して放映します。しかし制作過程を全部撮影させる韓国と、写真一枚取らせない日本とでは、いくら民主国か君主国かの違いがあるにせよ、余りの相違に驚かざるを得ません。またこういう話すら、知られていないのではないでしょうか。それでも何か、情報をご存じの方は、何でも結構ですからご提供下さい。

少し話題が逸ましたが、今まで公開された日韓会談の韓国側の文書だけで3万6千頁になります。その翻訳を私ひとりで取りかかってきましたが、とてもひとりで手に負えるものではありません。英語のものも多く含まれています。ぜひ多くの方々のお力を貸し下さい。私が訳したのは大事と思われる約10分の1の3千頁位ですが、やはり会のホームページに掲載されているのでご活用下さい。

これからも今回、日本側が開示したものとの対比作業が、裁判等でも必要になると思います。多くの人たちから助けを貰うようにして、これからも翻訳等に力を注ぎ協力して行きたいと思いますので、皆様よろしくお願いいたします。

# 総会開催

⇒ サポーター会費 年2000円に改正

⇒ 調査・翻訳チーム設立

## 2008年 活動方針決まる

12月16日、東京・水道橋のYMCAアジア青少年センターで総会が開かれました。サポーター会員会費は、年額1000円では、ニュース購読分にしかならないので2000円に改正され、また、日本と韓国で開示された文書を調査・翻訳するチーム（チーフ・太田修氏）には、特別会計カンパとして50万円を集めることになりました。

### 基本方針

#### I. 日韓会談文書・全面公開を求める会の目的

日本政府に対して、日韓会談関連文書の全面公開を求めて、朝鮮半島に対する日本の植民地支配の事実と責任を認めさせ、アジア・太平洋戦争による韓国・朝鮮人被害者、および遺族への謝罪と補償を実現させる。

#### II. 外務省からの不開示、部分開示に対して、引き続き全面公開を求めて訴訟をおこなう

全面公開を求める当会の目的を達成するために、弁護団との連携を密にして行動する。

### 運動方針

#### I. 不開示決定に対しては、異議申立および訴訟によって隨時行動を起こす。訴訟の原告は、代表バッター制とする。具体的な進め方については弁護団と協議のうえ、役員会によって決定する。

原告・代表バッターの構成：開示を求める原告の利益を、戦後補償裁判に取り組む者、日韓関係の歴史究明に携わる者、そして高齢であるため外務省の開示の怠慢を待っていられない者、という視点で構成する。

韓国在住者 崔鳳泰、李容洙、李金珠

日本在住者 板垣竜太、太田修、田中宏、西野瑠美子、山田昭次、山本直好、吉澤文寿

#### II. 支援者として活動に参加するサポーター会員を、あらゆる機会を通して募集する。

#### III. 地域ごとの拠点をつくり、草の根の運動を広げる。

#### IV. 韓国市民団体との連携を、より一層深めていく。

#### V. 情報の共有と会員の意思に基づく民主的な運営を維持し、以下の活動を行う。

1. 役員、弁護団等共有のメーリングリストにより緊密な連絡をとりながら会を運営する。事務局、会員・サポーター会員、原告メーリングリストを通して、自由な情報交換を行う。
2. 毎回の口頭弁論報告を中心とするニュースを発行して、会員・サポーター会員、当事者会員、関連団体、メディア等に提供する。
3. ホームページにより、最新情報を提供する。
4. 調査・翻訳チームにより、日本公開文書と韓国公開文書を比較し、精査検討をおこなって訴訟を支援する。
5. 必要に応じ、または要請に応じて勉強会、講演会をおこなう。
6. 年1回開催する総会には、活動報告、決算報告、および次年度運動方針（案）等の重要議案を事前に提示し、出席者の過半数の議決による運営をおこなう。

## 規 約

- 第1条（目的） この会は外務省に対して日韓会談文書の全面公開を求める、実現させることを目的とする。
- 第2条（名称） この会を、日韓会談文書・全面公開を求める会とする。
- 第3条（所在地） この会の事務局を、神奈川県伊勢原市高森3丁目4番地22  
高梨荘202号に置く。
- 第4条（会員） この会の会員は、日韓会談文書公開を要求する運動に参加する会員、当事者（被害者・遺族）会員、サポーター会員によって構成する。
- 第5条（総会） この会は毎年12月に総会を開催し、この会の重要事項について審議する。議事は出席者の過半数をもって決定する。
- 第6条（役員） この会に次の役員を置く。
- 共同代表 5名 副代表 1名 事務局長 1名  
渉外部長 1名 会計 1名 会計監査 若干名
- 役員（会計監査を除く）は役員会に出席して、運動方針の執行にあたる。
- 第8条（運営） 日常業務は会員、サポーター会員の自主的な参加によっておこなう。
- 第9条（年会費） 会員 3,000円  
当事者（被害者・遺族）会員は 0円  
サポーター会員 2,000円、
- 第10条（規約改正） この規約は総会出席者の過半数の同意をもって改正することができる。
- 第11条（設立年月日） 2005年12月18日。

## 2008年・役員

- 共同代表 太田 修（佛教大学助教授）  
田中 宏（龍谷大学経済学部教授）  
西野瑠美子（女たちの戦争と平和資料館・館長）  
山田 昭次（立教大学名誉教授）  
吉澤 文寿（新潟国際情報大学助教授）
- 副代表  
(情報公開代理人) 山本 直好（日鉄元徴用工裁判を支援する会・事務局長）  
事務局長&会計 小竹 弘子（ボランティアビデオ制作者）  
渉外部長 山田 恵子（V AWW-N E T Japan・会員）  
会計監査 有村 順子（N P O法人女たちの戦争と平和人権基金・理事）  
〃 新居 弥生（第9条の会オーバー東京・会員）

## お詫び 2007年度決算報告書の入力ミス

前号のニュースに掲載した総会資料中、2007年度決算報告のうち、会員会費額が339,000となっていたのは、399,000の誤りでした。お詫びいたします。

会計年度2006年12月1日～2007年11月30日

2007年11月30日現在

## 1. 当年度収入金

(1)前年度繰越金	77,868
(2)会費	
1) 会員	399,000
2) サポーター	119,000
3) カンパ	621,810
4) 当事者	0
(3)雑収入	14,747
当年度収入合計	1,232,425

## 2. 当年度支出金

(1)事務所費	
1) 事務用品費	77,498
2) 通信費	28,129
3) 交通費	0
(2)集会費	28,850
(3)ニュース発行	191,965
(4)裁判費用費	
1) 印紙代	0
2) 裁判費用	202,931
3) 原告渡航宿泊費	169,500
4) 弁護団費用	221,730
(6)支払い手数料	840
(7)雑費	0
当年度支出合計	921,443
3. 当年度收支差額	310,982

## 4. 資産

郵便口座	196,159
横浜銀行	29,510
小口現金	85,313
計	310,982

会計監査報告

会計監査の結果本報告書に間違いのないことを報告いたします。

2008年1月13日

会計監査 有村順子

新居弥生

## 日韓会談文書・全面公開を求める会

2008年度予算

会計年度2007年12月1日～2008年11月30日

( )内は2007年度実績

## 1. 当年度収入金

(1)前年度繰越金		310,982
(2)会費		
1) 会員	(399,000)	470,000
2) サポーター	(119,000)	200,000
3) カンパ	(621,810)	400,000
4) 当事者	(0)	0
(3)雑収入	(14,747)	15,000
当年度収入合計		1,395,982

## 2. 当年度支出金

(1)事務所費		
1) 事務用品費	(77,498)	100,000
2) 郵便、運送料	(28,129)	30,000
3) ホームページ契約料	(0)	100,000
(2)集会費	(28,850)	30,000
(3)ニュース発行	(191,965)	200,000
(4)裁判費用費		
1) 印紙代	(0)	234,000
2) 裁判費用	(202,931)	250,000
3) 原告渡航宿泊費	(169,500)	200,000
4) 弁護団費用	(221,730)	250,000
(6)支払い手数料	(840)	1,000
(7)雑費	(0)	982
当年度支出合計		1,395,982



## 驚きの判決 喜びのメール紹介

李 洋秀さん 判決の読み上げを聞いていてびっくりさせられました。「外務省が公開していないのは違法である」とまで決めつけ、最初、わが耳を疑いました。本当は当たり前のこと、当たり前だと言われただけなのに、これで感激しているわれわれの要求水準が、余りに低いのでしょうか?

小町谷育子弁護士 法廷で判決要旨の朗読がありました。傍聴席の皆さんに対してということなのかもしれません、異例のことだと思います。

ローレンス・レペタさん（法廷メモ事件原告、現大宮法科大学院教授）が、本事件について、英語で記事を書いてくれました。おそらく2つのウェブサイトに掲載されることですので、分かり次第お知らせいたします。

原告・李金珠さん 12月26日、我が崔弁護士より、「裁判勝訴です」との電話をもらいました。「何の裁判ですか」「日韓会談文書・全面公開を求める裁判です」と、まるで夢のようでした。（以下略 FAX受信）

張 界満弁護士 おめでとうございました。弁護団の努力と、運動を支える皆様の応援の結果が出たと思います。

野田隆穂さん 名古屋の新聞には報道されていなかったので、メールで知り喜んでいます。

名古屋のイラク訴訟では裁判そのものは敗訴ばかりで、日本の裁判に絶望していましたが、今回の判決を知り、少し気分がよくなりました。裁判官は当たり前のことを言っているだけで、それを喜ばねばならない日本の司法のあり方は、悲しいですね。

全面勝訴ではありませんが、いいお歳暮になりました。名古屋で応援しか送れませんが、よかったです。皆様ご苦労様でした。いいお年をお迎えください。

## 12月26日 外務省に新たな情報開示請求

日韓会談文書については、私たちが開示請求する前に12件の請求があったことは今回の判決文にも出ていますが、これらが、いつ請求され、いつ開示決定がされたのかについて、開示請求をしました。今回は「日韓会談文書・全面公開を求める会 代理人：小竹弘子」としての請求です。

### サポーター会員大募集

情報公開法を使って日韓会談関連文書の公開を実現させたい日韓両市民が集まり、当事者会員と会員、サポーター会員の年会費で活動しています。一緒に、会の活動を支えて下さい。

サポーター会員年会費 2,000円

郵便振替口座／00820-7-102287  
加入者名：日韓会談文書・全面公開を求める会

◇発行◇

### 日韓会談文書・全面公開を求める会

共同代表：太田 修 田中 宏 西野瑠美子

山田昭次 吉澤文寿【アイウエオ順】

(事務局)

〒259-1114

神奈川県伊勢原市高森3-4-22 高梨荘 202

TEL・FAX：0463-95-4662

E-mail : nikkanbunsyo@yahoo.co.jp

http://www7b.biglobe.ne.jp/~nikkan/